



2022年4月5日

各 位

会 社 名 株式会社ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 浩也
(コード番号 1712 東証プライム市場・名証プレミア市場)
問 合 せ 先 取締役企画管理本部長 珍道 直人
(TEL 052-819-5310)

執行役員制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議し、また定款の一部変更について 2022 年 5 月 25 日開催予定の第 26 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の取締役及び執行役員の異動等につきましては、2022 年 5 月 25 日開催予定の第 26 回定時株主総会及び終了後の臨時取締役会を経て正式に決定される予定です。

記

1. 執行役員制度の導入

(1) 執行役員制度導入の目的

コーポレート・ガバナンスのさらなる強化及び業務執行の機動性を促進するため。

具体的には、取締役会における社外取締役の比率を高めることで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図ります。

(2) 執行役員制度の主な概要

- ① 執行役員の選任及び解任は取締役会の決議によるものとします。
- ② 執行役員の任期は、就任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。
- ③ 執行役員の再任を妨げないものとします。

(3) 執行役員制度の導入時期

2022 年 5 月 25 日

(4) 執行役員人事

執行役員の人事につきましては、本日開示の「役員の異動等に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

② 取締役(監査等委員であるものを除く)の員数の上限の減少

執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数の上限を減少させて、併せて役付取締役の規定を変更いたします。

③ 執行役員制度に関する規定新設

執行役員制度の導入に伴い、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加いたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款新旧対照表」のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月25日

定款変更の効力発生日 (1) ① 2022年9月1日

(1) ②③ 2022年5月25日

以上

定款新旧対照表

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役を定めることができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第31条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</p> <p>2. 取締役会は、執行役員の中から、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を選定することができる。</p>

定款新旧対照表

<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第<u>31</u>条 <条文省略></p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>32</u>条~第<u>35</u>条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第<u>32</u>条 <現行どおり></p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>33</u>条~第<u>36</u>条 <現行どおり></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---